

令和4年度就学援助制度 お知らせ

学校でかかる費用(学用品費・学校給食費等)の補助を行う制度です。

◎援助を受けられる方 以下の①～⑨のいずれかに該当する場合は、援助を受けられます。

- ① 現在生活保護を受けている方
- ② 町民税が非課税又は減免されている方
- ③ 固定資産税の減免を受けている方
- ④ 国民年金保険料の減免を受けている方
- ⑤ 国民健康保険料の減免又は猶予を受けている方
- ⑥ 生活福祉資金の貸付を受けている方
- ⑦ 児童扶養手当を受給している方
- ⑧ 同一生計の世帯全員の所得が町の定める基準未満の方
- ⑨ その他必要と認められる方(世帯の状況を確認し総合的に判断します)

※被災児童就学支援制度を利用される場合は、条件が異なりますので希望がある場合はお問い合わせください。

<就学援助が認定となる所得の目安>

世帯人数	世帯構成	所得額の合計(控除後)
5人	母(38歳)、子(中2)、子(小4)、祖父(68歳)、祖母(65歳)	359万円未満
4人	父(42歳)、母(41歳)、子(中1)、子(小4)	311万円未満
3人	父(40歳)、母(40歳)、子(小4)	244万円未満
2人	母(29歳)、子(小2)	184万円未満

※社会保険料等の所得控除後の額で掲載しています。

※認定の基準となる額は、世帯構成(人数、年齢など)により世帯ごとに算出しますので、上記の表はあくまでも目安としてご利用ください。

◎援助を受ける手続き

1. 申請に必要なもの

- ①申請書(申請書は学校教育課にあります。町ホームページからもダウンロード可能です。)
- ②印鑑(朱肉使用のものに限る)
- ③振込先の金融機関、支店名、口座番号が分かるもの(申請者と同一名義)
- ④世帯全員の令和3年分の所得等が分かるもの(収入のない学生を除く)
※原則として、源泉徴収票、確定申告書控、町県民税申告書のコピーを添付。
※令和4年1月1日に小川町以外の市町村に住んでいた方は、住んでいた自治体が発行する『所得と控除の額が分かる証明書』が必要です(世帯全員分)。
※その他世帯の状況により、必要な書類の提出を依頼することがあります。

2. 申請場所 小川町役場3階 学校教育課(郵送、学校への提出はできません)

3. 提出期限 令和4年4月20日(水)

※申請は随時受け付けますが、6月1日以降の申請は月割り認定となります。

※今まで援助を受けていた方も、援助を希望される方は毎年申請してください。

援助を受けられる費用(年間支給限度額です。学期ごとに分割して支払われます。)

援助費目	小学校		中学校	
	1年	11,630円	1年	22,730円
学用品費・通学用品費	2~6年	13,900円	2~3年	25,000円
	—	—	小学6年	60,000円
新入学児童生徒学用品費※1	—	—	小学6年	60,000円
学校給食費	1年	42,000円まで	1~2年	51,700円まで
	2~6年	44,000円まで	3年	49,350円まで
修学旅行費	22,690円まで		60,910円まで	
校外活動(宿泊なし)	1,600円まで		2,310円まで	
校外活動(宿泊を伴うもの)	3,690円まで		6,210円まで	
卒業アルバム費	6年	11,000円まで	3年	8,800円まで
(独)日本スポーツ振興センター 災害共済金	保護者負担掛金全額(5月1日現在の認定者)			
医療費	学校保健安全法に基づく疾病治療費			

※1 新入学児童生徒学用品費は、小中学校入学の前年度に支給しています。

※ 上表の金額は、年間支給限度額です。

※ 学校給食費・修学旅行費・校外活動費・卒業アルバム費はそれぞれ必要な費用の実費を支給します。

※ 1学期分・2学期分・3学期分に分割して支給予定です。

※ 金額及び内容は令和3年度のものであり、改定される場合もありますのでご了承ください。

※ 生活保護を受給している方は、保護費との重複を避けて修学旅行費のみ支給予定です。

◎注意(必ずお読みください)

※「就学援助費受給申請書」の家庭状況欄は、住民票の登録にかかわらず同居している世帯員全員について記入してください。また、単身赴任等により別居中の保護者も含みます。

原則として世帯分離していても同じ住所地・建物にお住いの方は全員同一世帯と見なされます。ただし、明らかに別生計であると証明できる場合は、証明書類を持参のうえお申し出ください。

※家庭状況の把握にあたっては、民生委員等関係機関に意見をお伺いすることもあります。

※申請書は1世帯につき1部で結構です。

※申請結果につきましては、6月下旬頃、郵送にて通知する予定です。

※就学援助は学校の集金を免除するものではないため、受給中も学校の集金はお支払ください。

※申請は毎年必要です。当年度以外の申請はできません。